

## C. 授業等における合理的配慮を受けるには（支援の流れ）

### 【①】申請書の提出 □

学生支援センターに以下を提出してください。

- ・授業配慮申請書
  - ・情報提供書または医師の診断書（3か月以内に発行／具体的に配慮内容が記載されているもの）  
→身体に障害のある方は障害者手帳のコピーだけでよい場合がありますので、学生支援センターにご相談ください。申請理由が精神障害の場合は、半期ごとに情報提供書を提出してください。
  - ・障害者手帳のコピー（お持ちの方）  
→療育手帳のみの場合は、コピーに加えて本学所定の情報提供書が必要です。
  - ・時間割表（あなたがUNIPASSから印刷してください）
- ！ この後の②～④の手続きが終わるまで、支援はスタートされません

### 【②】面談 □

次のいずれかの面談で、あなたの困りごとや希望する配慮内容を確認します。

- ・所属学科の先生との面談（面談日時は先生からあなたに連絡があります）
  - ・学生相談室との面談（右のQRコードから、予約をお願いします）
- ！ どちらの面談になるかは、別途連絡をします。  
！ 面談内容は支援に関係する先生方と共有されます

学生相談室  
面談予約



### 【③】大学内で支援内容を整理 □

面談内容をもとに、大学でサポート出来ること・出来ないことを検討・整理します。

- 「授業等における合理的配慮の依頼書（案）」を作成します。
  - 担当の先生からあなたに連絡がありますので、「授業等における合理的配慮の依頼書（案）」の内容を確認してください。
- ！ 配慮内容は所属学科、支援センター、教務課などと共有されます  
！ あなたがこの会議に出席する必要はありません

### 【④】先生に依頼書を渡す → 支援スタート！ □

- ・授業ごとに授業等における合理的配慮の依頼書を用意（センターが用意し、あなたに連絡します）
  - ・あなたから授業等における合理的配慮の依頼書を直接、授業担当の先生に渡してください  
→ 直接先生に依頼書を渡すのが難しい場合は、学生支援センターに相談してください！
- ！ 特に履修者が多い授業では、先生に「授業配慮を申請しています」と伝えると、合理的配慮が 必要な学生だとスムーズに認識してもらえます。

### 🔔 注意・お願い □

- ・申請から授業等における合理的配慮の依頼書の受け取りまでに 1か月以上かかる場合があります  
→ 連絡がない場合は、学生支援センターへ連絡をしてください！
- ・提出時にもらう申請書コピーは 大切に保管してください
- ・支援の状況確認のため、学期中にあなたと面談を行うことがあります
- ・学期末にアンケートを実施しますので、必ず回答してください

### ！ 困ったときは… □

困ったときや迷ったらすぐに担任や学生支援センターにご相談ください！